

ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 12 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 147 号

ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成 7 年岩手県規則第 97 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 3 条関係） 第 1 建築物（駐車場を含む。）及びこれに附属する施設に関する整備基準		別表（第 3 条関係） 第 1 建築物（駐車場を含む。）及びこれに附属する施設に関する整備基準	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
[略]	[略]	[略]	[略]
2 廊下、ロビー、ホールその他これらに類するもの（以下「廊下等」という。）	<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる 1 に定める構造の各出入口、駐車場へ通ずる 1 に定める構造の各出入口又は車いす使用者用便房へ通ずる 5 (1) に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者が利用する各室の 1 に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ 1 以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4 (2) 及び(3) に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該 1 以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 高低差がある場合においては、(5) に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成 6 年政令第 311 号）第 13 条第 2 項第 6 号の規定により国土交通大臣が定める構造の昇降機をいう。以下同じ。）を設けること。</p> <p>エ～カ [略]</p> <p>(4) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成 6 年法律第 44 号）第 2 条に規定する特定建築物（以下「特定建築物」という。）における直接地上へ通ずる出入口のうち 1 以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に特定建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。</p> <p>(5) [略]</p>	<p>2 廊下、ロビー、ホールその他これらに類するもの（以下「廊下等」という。）</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる 1 に定める構造の各出入口、駐車場へ通ずる 1 に定める構造の各出入口又は車いす使用者用便房へ通ずる 5 (1) に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者が利用する各室の 1 に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ 1 以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4 (2) 及び(3) に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該 1 以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 高低差がある場合においては、(5) に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 18 条第 2 項第 6 号の規定により国土交通大臣が定める構造のエレベーターその他昇降機をいう。以下同じ。）を設けること。</p> <p>エ～カ [略]</p> <p>(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 16 号に規定する特定建築物（以下「特定建築物」という。）における直接地上へ通ずる出入口のうち 1 以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に特定建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。</p> <p>(5) [略]</p>	
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 18 年 12 月 20 日から施行する。